

令和7年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年7月25日

決			裁	
会 長	局 長	係 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年7月25日（金）午後3時30分から午後3時49分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	松村 孝市	会長代理：	2 番：	榎本 太
委 員：	3 番：	片野 敏彦	委 員：	4 番：	柳澤 兵庫
委 員：	5 番：	片野 賀津雄	委 員：	6 番：	川上 勝之
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	安城 守英
委 員：	9 番：	三宅 寿晴	委 員：	10 番：	今井 輝子
委 員：	11 番：	長谷川 孝広	委 員：	12 番：	本間 浩
委 員：	13 番：	三浦 幸子	委 員：	14 番：	藤村 信広

農地利用最適化推進委員（8人）

委 員：	中条：	15 番：	高橋 一栄	委 員：	中条：	16 番：	吉村 優作
委 員：	乙	17 番：	小泉 正	委 員：	乙	18 番：	井上 優彦
委 員：	築地：	19 番：	信田 寿幸	委 員：	築地：	20 番：	水澤 幸男
委 員：	黒川：	21 番：	中川 金男	委 員：	黒川：	22 番：	中山 学

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村正紀

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 7 年 7 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11 番長谷川孝広委員、12 番本間浩委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、6 月の総会以降の行事等の内容であります。 7 月 4 日、胎内市農業委員会視察研修会を株式会社アグリヘリテージ及び聖籠町農業委員会で行い、17 名の委員の皆様に出席していただきました。 7 月 9 日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会総代会が新発田市で開催され、松村会長、榎本代理が出席してございます。 7 月 18 日、7 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、1 班の委員の皆様には案件を審査していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件、売買が 1 件の計 3 件であります。 1 番の案件は、譲渡人からの要望により近江新地内の畑について贈与するもので、面積は 1 筆 903 m²であります。譲受人の耕作面積はありませんが、以前より維持管理等を担っており、営農計画書も提出いただいております。 2 番の案件は、譲渡人からの要望により鼓岡地内の畑について贈与するもので、面積は 1 筆 332 m²であります。 3 番の案件は、譲渡人からの要望により中倉地内の畑について売買するもので、面積は 2 筆 229 m²、土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり〇〇円であります。 第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について 11 番長谷川孝広事前審査委員長から報告をお願いします。
11 番	それでは、ご報告いたします。

	去る 7 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 5 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による贈与が 2 件、売買が 1 件の計 3 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。 1 番の案件は、あかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 1 筆 159 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。 下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 2 号議案の事前審査結果について、11 番長谷川孝広事前審査委員長から報告をお願いします。
11 番	それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。 1 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃料は 13,200 円であります。 以上で利用権設定の説明を終わります。
議長	第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、11 番長谷川孝広事前審査委員長から報告をお願いします。
11 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

議長	(質疑・なしの声) 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。
議長	(農業委員・挙手) 全会一致と認めます。 よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 7 年 7 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年7月25日

議 長

11 番

12 番
